

国地契第99号  
平成26年3月19日

各地方整備局総務部長      あて

大臣官房地方課長

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準」  
の一部改正について

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準」（平成3年5月18日付け建設省厚発第172号）の記7第3号中「第8条第1項第1号に違反」を「第8条第1号に違反」に改正し、平成26年4月1日から適用することとしたので、通知する。